

また、在宅就業はひとり親の自立支援のみならず、障害者や高齢者の生活も向上させる「これからの社会のセーフティーネット」としての意義や人的能力の開発や経済への貢献、環境への貢献といった「活力ある社会への貢献」、「地域づくり・地域再生への貢献」としての意義を持つように、政策として多面的な意義を持つものであり、その実施に際しては、雇用関係部局、商工関係部局等との連携に特に留意いただきたい。（関連資料14 参照）

オ 公共職業訓練

公共職業訓練において、母子家庭の母等を対象とした訓練としては、①座学と実習を組み合わせた実践的な職業訓練である日本版デュアルシステム、②事務やパソコン等女性の受講ニーズが高い分野における座学中心の訓練に、託児サービスをセットして提供している委託訓練、③DVや離婚等により精神的にダメージを受けた者に配慮した特別訓練、④自立支援プログラムに基づき、就職の準備段階としての「準備講習」と職業訓練を組み合わせた「準備講習付き職業訓練」の4つを用意している。

特に平成21年度から開始した託児サービス付きの委託訓練については、訓練を申し込む際にあわせて託児サービスについても申し込むもので、受講生1人につき複数のお子さんを預かることも可能としている。

また、同じく今年度創設したDV被害者等に対する職業訓練についてが、職業自立を可能とするための基礎スキルであるパソコン能力を習得することを目的とし、実施機関の訓練担当者に事前研修を実施し、訓練の指導スピードもゆるやかにするなど、精神的なダメージにも配慮した訓練運営を行うとともに、託児サービスも提供している。

これらの新しい取組については、特に、支援を必要としている方々に情報が行き届くことが重要であることから、各自治体におかれては、ハローワーク等との連携を図るとともに、母子家庭の母等に対する周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）（関連資料15～18 参照）

カ 緊急人材育成支援事業

雇用保険を受給できない者等に対する無料の職業訓練（基金訓練）と訓練期間中の生活保障である「訓練・生活支援給付」の実施を内容とした緊急人材育成支援事業を平成21年7月から実施している。

基金訓練では、①職種に関わりなく必要なITスキル等（文書作成、表計算・図表作成等）や②医療、介護・福祉等の分野で必要とされる基本能力から実践能力を習得するための訓練を実施している。また、それ

と併せて、それらの訓練及びハローワークのあっせんにより公共職業訓練を受けている雇用保険を受給できない者のうち、年収等の一定の要件を満たす者について、訓練期間中の生活保障として月10万円（被扶養者家族を有する方にあつては月12万円）の「訓練・生活支援給付金」を支給しているところである。（関連資料19 参照）

本事業については、公共職業訓練の受講ができない場合に受講することも可能であり、また、雇用保険や訓練手当を受給できない母子家庭の母等であっても、要件に該当すれば「訓練・生活支援給付」を受給しながら訓練を受講することが可能である。

各自治体においては、公共職業訓練の各種メニューと併せて、積極的な周知をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても周知が図られるよう配慮願いたい。）

なお、申請手続きや、各地における訓練の実施状況については、厚生労働省や中央職業能力開発協会のホームページに掲載しているところである。

<関連HP>

厚生労働省HP：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/training/index.html>

中央職業能力開発協会HP：<http://www.javada.or.jp/kikin/areamap.html>

キ 中小企業雇用安定化奨励金

ハローワークにおいて、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るため、中小企業事業主が、正社員への転換制度を設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合等に、奨励金を支給しているところである。

本事業については、取組の一層の推進を図るため、平成22年度から支給額の引上げ等を行うこととしており、対象となる労働者が母子家庭の母である場合の支給額も引上げとなるので、各自治体におかれては、ハローワークと連携し、企業や母子家庭の母等に対する周知等をお願いしたい。（都道府県等におかれては、管内の市等においても連携・周知が図られるよう配慮願いたい。）

<支給内容>

- ・就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を設け、1人以上正社員に転換させた場合 1事業主につき40万円
- ・転換制度導入後、3年以内に2人以上、正社員に転換した場合 1労働者につき20(30^{*})万円
※労働者が母子家庭の母等の場合

ク マザーズハローワーク事業の拡充

平成18年度から、ハローワークにおいて、子育て女性等に対する就職支援の充実を図るため、子ども連れで来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談や求職者のニーズを踏まえた求人の確保、地方自治体等との連携による子育て情報等の提供など、就職に向けた総合的かつ一貫した支援を行っているところである。既存のマザーズハローワーク事業の拠点148か所（マザーズハローワーク12か所、マザーズサロン36か所、マザーズコーナー100か所）に加え、平成22年度予算案においては、新たに、ハローワーク内にマザーズコーナーを15か所設置する予定である。

各自治体におかれては、引き続き、子育て女性の就職支援や保育所、地域の子育て支援サービスに関する各種情報の共有等、「マザーズハローワーク事業」との密接な連携・協力をお願いする。（都道府県におかれては、管内市等においても、連携・周知が図られるようお願いする。）
（関連資料20 参照）

ケ 母子家庭の母等の積極的な雇入れについて

各自治体やその関連法人等における職員等の雇入れに際しては、求人情報を近隣の母子家庭等就業・自立支援センターに提供するなど、母子家庭の母等の雇入れの促進に配慮していただきたい。

また、その際は、人事担当課等の協力を得て、福祉部局に限らず組織全体において配慮がなされるようお願いする。

コ 母子福祉団体に対する事業発注について

平成16年11月に施行された「地方自治法施行令の一部を改正する政令」により、母子福祉団体が行う事業で主として母子家庭の母及び寡婦が従事するものに係る契約については、随意契約によることができることとされているところである。このことを踏まえ、母子福祉団体に対して、積極的に事業を発注するなど、母子家庭の母等の就業促進についてご協力いただきたい。

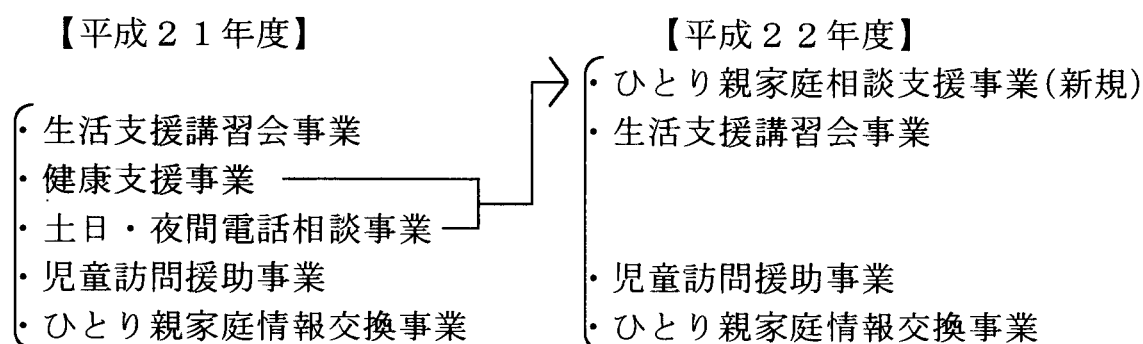
(3) ひとり親家庭生活支援事業の改正について

ひとり親は、ひとり親家庭となったその時から、子育てと家計の2重の負担を抱えることとなり、その生活が大きく変化するとともに、就業と家事等の日々の生活に追われ、子どもの養育や自身の健康面など様々な困難に直面することになる。

そのような課題に対応するため、生活支援講習会の開催、個々の家庭の状況に応じた健康の面のアドバイス、平日夜間・休日における電話相

談などを実施してきたところであるが、平成22年度から、父子家庭をはじめとする育児や家事などの生活面における相談ニーズに対する支援体制の充実のため、現行の「健康支援事業」及び「土日・夜間電話相談事業」を組み替え、それらの事業内容も含める形で、相談員を配置し、土日も含めた生活相談を実施する「ひとり親家庭相談支援事業」を創設することとしたので、各自治体におかれては積極的な取組をお願いする。(都道府県においては、管内の市町村に対しても十分に周知されたい。)

<ひとり親家庭相談支援事業のイメージ>



(4) 養育費相談支援について

平成19年度から、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行う「養育費相談支援センター」を設置・運営しているところである。(関連資料21 参照)

同センターにおいては、母子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センター相談員からの養育費に関する相談を受け付けているほか、自治体が行う研修等への講師の派遣も実施しているので、積極的にご活用いただきたい。

また、養育費の取得率の向上を図るため、平成19年度から、母子家庭等就業・自立支援センターに、養育費専門の相談員を配置することとしたところである。相談員については、家庭裁判所の調査官のOBなど養育費や離婚問題等に詳しい者を専任で配置することが望ましいが、新たに相談員を配置することが困難な場合には、当面、既に配置されている相談員等との兼務とすることも可能であるので、未配置の自治体におかれては早急に配置をお願いする。

養育費相談支援センターにおいて、養育費相談支援に関する研修会を実施しており、平成22年度においても、養育費専門相談員向けの研修会及び母子自立支援員など広く養育費の相談に従事する者向けの研修会を開催する予定であるので、各自治体におかれては、関係者が積極的に参加できるようお取り計らいいただきたい。

なお、養育費相談支援センターより、養育費の取り決めや確保の方法、養育費相談支援センターの業務内容などを記載したパンフレットを各都道府県・市町村に送付しているところであるので、離婚届を提出する戸籍窓口や児童扶養手当の窓口、母子家庭等就業・自立支援センター等のひとり親が訪れる機会のある各種相談窓口等において配布する等ご活用いただきたい。

(5) 母子寡婦福祉貸付金について

ア 平成22年度における拡充について

母子家庭の経済的自立のためには、安定した就業の確保が重要であり、高等技能訓練促進費による資格取得の促進等の就業支援策の推進を図っているところであるが、多くの資格については、取得に際して高等学校の卒業が必要であり、高等学校を卒業していない母子家庭にとっては非常に厳しい状況にある。

このため、平成22年度から、母子家庭の母等が高等学校等に通う際に必要となる入学金や学費等について、技能習得資金を活用して貸し付けることを可能とすることとしている。

また、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額についても、実際に必要となる金額を考慮し、現行の8万5千円から16万円に引き上げることとしているのでご留意いただきたい。

イ 貸付の際の留意事項について

母子寡婦福祉貸付金の貸付けの償還については、平成17年度の予算執行調査により償還率の向上に向けた更なる取組の推進について指摘されたところである。

本貸付金については、平成21年6月から、貸付利率を引き下げるとともに、連帯保証人がいない場合の貸付を可能にする等の拡充を行ったところであるが、経済的自立の助成及び生活意欲の助長を図るといふ貸付金の制度趣旨を踏まえ、貸付けに際して、償還計画を作成し貸付内容について適性に審査するとともに、母子自立支援プログラム策定員や母子家庭等就業・自立支援センター等と連携し、就業支援策と一体的に実施する等、償還率の向上に努められたい。

(6) 平成22年度母子家庭の母の就業支援企業表彰について

母子家庭の母の就業支援表彰については、母子家庭の母の就業支援の社会的機運を高めるため、母子家庭の母を多く雇用している企業、母子福祉団体等に事業を多く発注している事業者を対象として、平成18年度から実施しているところである。

平成22年度においても、同様に表彰を実施する予定であり、後日、推薦依頼を行うので、その際には、各自治体におかれては、母子福祉団体やハローワーク等と連携し、事業者の推薦についてよろしくお取り計らい願いたい。

(7) 安心子ども基金を活用した自立支援施策の積極的な実施について

母子家庭等の自立支援については、平成21年度第1次補正予算により安心子ども基金を拡充し、高等技能訓練促進費の支給期間の延長やひとり親家庭が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問等の施策の拡充を図ったところである。

これらの事業については、平成23年度までの事業について補助の対象としていることから、各地自治体においても積極的な実施をお願いしたい。

(8) 母子家庭等対策総合支援事業の執行について

母子家庭等対策総合支援事業に係る平成22年度の補助金交付については、下記のスケジュールにより行うこととしている。これに伴い、交付申請の時期が大幅に早まることとなるが、早期執行の観点から御了知頂くとともに、管内市等を含め事務に遺漏がなきよう取り計らいをお願いします。

<平成22年度における補助金交付スケジュール（予定）>

5月末	当初交付申請締切
夏頃	当初交付決定
秋頃	所要額調査
1月上旬	変更交付申請
年度末	変更交付決定

4. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）対策等について

（1） 婦人相談所等の体制の強化について

平成20年度に婦人相談所及び婦人相談員が受け付けた来所による相談状況を見ると、夫等の暴力を主訴とする者の相談件数・割合ともに増加しており、24,879人（前年度23,758人）、31.3%（前年度30.7%）となっている。（関連資料25、26 参照）

また、一時保護された女性6,613人のうち、夫等の暴力を入所理由とする女性は4,666人で70.6%を占めている。

一時保護委託契約施設数は261カ所（平成21年4月1日現在）であり、前年度と同数である。

婦人相談所等に関しては、

- ① 婦人相談所における休日・夜間電話相談事業および法的対応機能強化事業
 - ② 婦人相談所職員等への専門研修
 - ③ 婦人相談所一時保護所や婦人保護施設における心理療法担当職員および同伴児童への対応等を行う指導員の配置
 - ④ 婦人相談所や婦人保護施設における夜間警備体制の強化
- 等様々な事業を実施し、被害者等の相談、保護等の支援体制の充実、強化を図ってきたところである。

平成22年度予算案では、人身取引被害者支援体制の強化を図るため、婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー（外国人専門生活支援者）の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費について補助することとしているので、被害者等の相談、保護等の支援を一層充実させるため積極的に活用されたい。

さらに、障害があることや外国人であること等特別なニーズをもった被害者等の相談や保護等に関しては、

- ① 安心こども基金（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）等を活用した施設のバリアフリー化の推進
 - ② 専門通訳者養成研修の実施等を通じた通訳者の確保
 - ③ 婦人保護事業啓蒙普及費を活用したDV相談・保護等に関する点字や外国語のパンフレットおよびリーフレット等の作成・配布
 - ④ ノウハウのある一時保護委託契約先の活用
- 等により、適切な対応をお願いしたい。

各都道府県においては、民間の支援団体を含む関係機関との連携、研修の充実等、被害者等の安全確保、支援の充実に向けた一層の取組をお願いします。

(2) DV被害者に対する自立支援等について

DV被害者に対する自立支援等については、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等により従来から行われてきたところであるが、平成21年5月に総務大臣から厚生労働大臣に対し、「配偶者からの暴力の防止等に関する政策評価」の結果として、「一時保護の機能の充実」についての勧告が行われた。同勧告を踏まえ、同年11月に家庭福祉課長名で通知を発出し、

① 夜間・休日を問わず、被害者の安全の確保、負担の軽減等も配慮しつつ、福祉事務所を経由していない申請の場合や、被害者が一時保護委託契約施設に直接来所した場合も含め、被害者の危険度や緊急度を勘案し、申請を受け付け、一時保護の要否を速やかに判断するなど柔軟かつ弾力的な対応を図ること

② 一時保護にあたっては、被害者の安全な保護・自立支援を円滑に進めるために、福祉事務所、警察等関係機関と速やかに連絡をとるなど、緊密な連携を図ること

等の留意事項をお示ししたところであるので、引き続き適切な対応をお願いします。

※「配偶者からの暴力の被害者の一時保護機能の充実について」（平成21年11月25日雇児福発1125第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）

児童手当制度においては、DV被害者のみが子の監護を行い、生計同一である場合、又は、配偶者の監護が認められても被害者の方が子の生計を維持する程度が高い場合には、現に居住する市町村に対し、児童手当の申請を行うことにより、当該被害者の配偶者の児童手当を停止し、DV被害者が児童手当の支給を受けることができる取扱いとしているところである。今国会に法案を提出している子ども手当についても、同様の取扱いとする方向で検討がされている。申請の際には、DV被害者である旨の証明書を添付することとされており、証明書の交付申請があった場合の対応についてよろしくお願いととも、DV被害者に対して、こうした取扱いについて周知されたい。

(3) 人身取引被害女性の保護について

人身取引被害女性の保護については、これまで婦人相談所等に保護を

求めてきた270名（平成13年4月1日～平成21年11月末現在）について、適切に保護が行われてきたところである。

また、平成17年度より、婦人相談所から民間シェルター等への人身取引被害女性の一時保護委託を実施しているところであり、平成21年11月末までに91名の一時保護委託が実施されたところである。（関連資料27 参照）

「人身取引対策行動計画」（平成16年12月策定、以下「旧計画」という。）が策定されてから5年が経過し、その間、人身取引事犯の認知件数が減少するとともに、適切な被害女性の保護が図られるなど、旧計画に基づく各種対策は大きな成果を上げたと言える一方で、ブローカー等が被害女性を偽装結婚させるなどして就労に制限のない在留資格をもって入国させるなど、人身取引の手口がより巧妙化・潜在化してきている。こうした国内情勢や、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心の高さ等の内外からの指摘を踏まえ、このたび、犯罪対策閣僚会議（平成21年12月22日）において、「人身取引対策行動計画2009」（以下「新計画」という。）が決定されたところである。

新計画には、婦人保護事業に関連する事項として、

- ①潜在的被害者に対する被害者保護施策の周知
 - ②被害者に対する法的援助に関する周知等
 - ③中長期的な保護施策に関する検討
- 等が盛り込まれている。（関連資料28 参照）

これまでも婦人相談所の体制について、一時保護所における心理療法担当職員の配置や外国人対応のための通訳雇上費、人身取引被害女性の医療費（他法他制度が利用できない場合に限る）、弁護士等による法的な援助や調整等、鋭意取組を進めてきたところであるが、各都道府県においては、これらの事業を活用するとともに、警察、入国管理局、国際移住機関（IOM）等と緊密な連携を図りながら、今後も引き続き、人身取引被害女性に対する適切な保護・支援を実施いただくようお願いする。

また、人身取引被害女性への対応における留意点等については、平成18年3月に厚生労働省が民間シェルター等の協力を得て作成し、婦人相談所等の関係機関に配布した「婦人相談所における人身取引被害者支援の手引き」等で示してきたところである。今後とも婦人相談所職員への専門研修等の場において、人身取引等外国人被害女性に対する相談・保護を課題として取り上げるなどにより、人身取引や被害女性の実態等について知見を深めていただくようお願いする。その際には、すでにノウハウを有している民間団体等の協力を得るなど、有効な研修等の実施をお願いする。

